

第4章

人権教育・啓発の推進

本市においては、前章で掲げた同和問題等さまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、それぞれが主体的な取り組みの中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で人権をとらえることができる

こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者が相まって人権尊重についての理解が深まっています。

このような認識のもと、実施にあたっては家庭、学校、地域社会、職域における日常生活の経験等を具体的に取り上げ、さまざまな創意工夫によって効果的に行っていくこととします。

なお、人権教育・啓発は、一人ひとりの心のあり方に密接にかかわるものであることから、市民の自主性を尊重し、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めます。

1 計画の推進

(1) 推進体制

本市における全庁的な組織として設置している宇治市人権教育・啓発推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

また、この計画の趣旨を踏まえ、本市のすべての行政分野において、常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。

(2) 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働

関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。

また、公的団体、企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取り組みの展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

(3) 計画に基づく施策の点検・評価

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。

また、この計画に基づく施策を効果的に実施するため、宇治市人権教育・啓発推進本部で毎年度、重点取り組みを定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 就学前の教育・保育施設

【現状と課題】

本市では、少子化が進む一方で生活観の変化等により女性の就労意向が高まり、保育所への入所需要が増加するとともに多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育等の保育サービスの充実を図るほか、待機児童対策の取り組みを進めるとともに、積極的な人権教育・啓発の推進に努めています。

就学前の教育・保育施設は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期に、その生活時間の多くを過ごすところであり、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとに豊かな人間性を持った子どもとなるよう、その育成に努めています。

教育・保育の実践にあたっては、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、子ども一人ひとりの発達状況に応じたきめ細かな育成を基本に、人とのかかわりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立心や、協調の態度、お互いを大切にする豊かな人間性を養うことを目標としています。また、教育・保育にかかわる教職員・保育士等が人権意識をもって教育・保育を実践していくため、同和問題等のさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるための研修を通して資質の向上を図っています。

引き続き、家庭、地域社会との連携を図り、子どもが人とのかかわりの中で、自立心や協調性を身につけた豊かな人間性を形成し、人権を大切にすることを育む取り組みが重要です。

また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、今後、教育・保育の現場では、多様な職種の活躍が期待されていることから、教育・保育に携わるすべての職員が人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題、人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

【今後の取り組みの方向】

他者とのかかわりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つ

ことなど人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して教育・保育活動を推進します。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践できるよう、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組みます。

(2) 学校

【現状と課題】

学校においては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。

また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進を図っています。学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や進路保障に努めています。また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐくむとともに、基本的人権の尊重や同和问题等さまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取り組みを推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた意識・態度・実践力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習など学習形態の工夫や人権学習資料集、実践事例集、人権教育指導事例集、人権教育資料等の有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも視点をあてながら人権教育を推進しています。

学校での人権教育については、地域の実態に応じた取り組みが実践されていますが、依然として、同和问题等さまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく児童生徒の態度の育成に課題がみられます。さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていないといった指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行きわたっていないなどの問題も指摘されています。

とりわけ、体罰は児童生徒への重大な人権問題であるにもかかわらず、体罰事象が一扫されていないという課題がみられます。

また、いじめは決して許されない人権侵害であるにもかかわらず根絶には至っていません。

【今後の取り組みの方向】

学校教育においては、国、府、市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し合いながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識、技能、態度等を確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「学習指導要領」や「京都府教育振興プラン」「学校教育の重点」「宇治市教育振興基本計画」「宇治市教育の重点」に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊か

な人間性等の「生きる力」をはぐくんでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、国、府との連携のもとに、あらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権教育についての正しい理解や認識を培うために、小中一貫教育による9年間を見通した系統性のある指導に努めます。
- ② 人権学習は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心をはぐくむこと等を視点とし、一人ひとりを大切にされた教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ③ 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深め、成果を市内全体の学校に波及させるよう努めます。また、効果的な教育実践や学習教材等を収集し、市内の学校への提供に努めます。
- ④ 子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくために、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、すべての子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ⑤ 家庭や地域社会等との連携を深め、さらに協力も得ながら社会性や豊かな人間性をはぐくむため、多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑥ 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、福祉関係機関等と連携・協力し、よりきめ細かに家庭との連携を図ります。また、子どもたちが多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせるため、基本的な学習習慣の定着と基礎・基本の徹底に努めます。
- ⑦ 体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のために、各種手引き、ハンドブックを活用した日常的な校内研修の充実に努めます。さらに、宇治市教職員研修講座において、人権教育に関する教職員の知識の深化と指導力の向上に努めます。

(3) 地域社会

【現状と課題】

地域社会は、さまざまな人々とのふれあいを通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場ですが、一方で都市化の進行等により人々の連携や交流が希薄化してきている現状があります。

本市では、基本的人権の尊重を基盤とした人権に関する学習ができるよう、コミュニティワークうじ館・こはた館や生涯学習センター、公民館、青少年センター、男女共同参画支援センター、コミュニティセンター等における人権講座の開設や交流活動等、人権に関する多様な学習機会を提供してきました。

また、青少年や高齢者など各年齢階層の集団による地域活動や社会参加活動を積極的に推進し、同和問題など人権にかかわるさまざまな問題を解決するための施策に取り組んできました。

地域社会の人々のライフステージは多様で、それぞれの特性に応じた学習の場の確保や

情報提供を推進し、市民のニーズに沿ったテーマ設定による人権教育を進めることが必要です。また、人権尊重の心を養う観点からも青少年等にボランティア活動等の体験活動の機会を提供し、あらゆる人々との交流による活動を通じて、地域活動を支え、充実させる人材の育成を推進することも不可欠です。

さらに、地域住民の交流を促進して、地域社会のもつ重要性を再認識し、幅広い啓発活動の展開につなげていくことが求められています。

【今後の取り組みの方向】

市民が身近な地域において、さまざまな人権問題についての認識を深め、基本的人権の尊重の意識に満ちた地域社会をつくるため、「宇治市教育振興基本計画」や関係条例に基づき、コミュニティワークうじ館・こはた館や生涯学習センター、公民館、青少年センター、男女共同参画支援センターやコミュニティセンター等を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。

また、学習者の意欲を高めることのできる学習方法の提供や学習環境の充実を図り、関係機関や団体とともに地域にひらかれた人権学習情報の提供に努めます。

（４）家庭

【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場であり、すべての教育の出発点でもあります。

本市では、「家庭児童相談室」を設置し、家庭での子育てに関する悩み等に応じてきましたが、家族規模の縮小や少子化が進行する中で、より地域での子育て家庭を支援する拠点として「地域子育て支援基幹センター」を設置し、より幅広い家庭児童相談に応じています。また、教育支援センターにおいて家庭と学校・地域のつながりを深めるための支援に努めています。

また、家庭内における児童虐待の未然防止と早期発見や啓発を目的として、関係団体や関係機関による「要保護児童対策地域協議会」を組織して連携の推進に努めています。

少子化や核家族化が進む中で、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。また、家庭内における女性への暴力や子ども、高齢者に対する虐待等の人権侵害の発生も深刻な問題となっています。

【今後の取り組みの方向】

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権意識が高まり、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実とともに、家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校や地域との連携

をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

(5) 企業・職場

【現状と課題】

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動、営業活動等を通じて市民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保するなど、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け重大な役割を担っています。

本市では、企業・職場に対する取り組みとして、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取り組みが推進されることを目的として、啓発資料の配布や啓発ビデオの貸出し、講演会の周知等を行っています。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取り組みが必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理も求められています。

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり、人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場に定着させることが必要です。

【今後の取り組みの方向】

それぞれの企業において、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理等、企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、市内の企業に対して人権研修の実施を促進するとともに、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取り組みに対し情報提供等の支援に努めます。

3 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

本計画の取り組みを推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、本計画においては、人権に特に関係する職業従事者として市職員、消防職員、教職員・社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者、メディア関係者が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

また、法律家、議会関係者等に対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力に努めることとします。

(1) 市職員

【現状と課題】

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員には、一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。しかしこの間、市職員の人権意識を問われる事象も発生する中で、あらためてすべての職員が「人権」について理解を深め、自らの人権意識を高めることを目的に、「宇治市職員人権ハンドブック」を活用した全員研修も実施してきました。

社会・経済情勢が急速に変化する中で、人権に関するさまざまな課題を的確に捉え、これらについてより広くより深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

【今後の取り組みの方向】

市職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題等さまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に、「宇治市職員人権ハンドブック」を活用するなど、効果的な職員研修を実施します。

研修においては、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式の研修も行います。

各種の研修教材の整備及び情報提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においてもさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 消防職員

【現状と課題】

消防職員は、地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としており、住民生活と密接にかかわっています。そのため、その任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があります。消防職員の人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させることが必要です。

【今後の取り組みの方向】

消防職員が人権を尊重し、人権に関する正しい知識を習得して、公正かつ迅速・的確に消防業務を行うよう、人権研修に努めます。

市職員同様の取り組みを行うとともに、その任務の遂行における人権尊重の重要性を認識して、各署消防業務において適切に対応ができるよう継続的に人権研修を実施します。

（３）教職員・社会教育関係職員

【現状と課題】

学校における人権教育の推進にあたって、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図るうえで重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや、人権教育に関する知識、技能を向上させることが不可欠です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、京都府総合教育センター及び宇治市生涯学習センター等での研修により、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。併せて、すべての教職員が自らの人権意識を再度、確認するためのワークシート類や効果的に校内研修を実施するための指導案を取り入れた教職員人権研修ハンドブック、人権学習資料集、実践事例集、人権教育指導事例集、人権教育資料等を有効に活用することにより、人権教育・啓発の推進を図っています。

社会教育においては、社会教育関係職員が地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、さまざまな形での指導者研修を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての養成、資質の向上を図っています。併せて、教育委員会事務局職員についても、人権教育の指導者研修等に参加し、人権教育に関する意識の向上を図っています。

子どもたちに豊かな人権感覚を育むためには、教職員が重要な役割を担っています。しかし、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行き渡っていないなどの問題が指摘されています。

また、社会教育では、地域社会において人権教育を指導、助言する立場にある社会教育関係職員の、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

【今後の取り組みの方向】

教職員については、各学校における日常的な校内での人権研修を基本とするとともに、体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のために各種手引き、ハンドブックを活用した校内研修の充実に努めます。さらに、京都府総合教育センター及び宇治市生涯学習センター等における研修内容を充実させ、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題等さまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識の深化と、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、青少年指導センター等も活用して、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう、教育相談に関する研修の充実に努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身がさまざまな体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

さらに、社会教育関係職員に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。

(4) 医療関係者

【現状と課題】

医療は、生命と健康に直接かかわるものであり、インフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇など人権意識の一層の向上が図れるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等が所属する各医療関係団体において、人権意識の高揚に向けた取り組みが行われています。

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、患者のプライバシーへの配慮等、患者の人権に対する深い理解と認識が求められていることから、人権教育・啓発の一層の促進が必要です。

【今後の取り組みの方向】

患者が安心して医療を受け、健康な生活を営むことができるように、インフォームドコンセントの徹底や適切な患者への処遇等、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の人権意識の一層の向上が図られるよう努めます。

(5) 保健福祉関係者

【現状と課題】

住民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い、民生児童委員、社会福祉施設職員、保育士、看護師、保健師等の保健福祉関係者に対しては、研修や講演会など人権意識の高揚に向けた取り組みが行われています。

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」へのサービスの提供や必要な助言支援をすることが基本であることから、プライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められ、引き続き、人権教育・啓発に取り組んでいく必要があります。

【今後の取り組みの方向】

保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるとともに、関係施設・団体等に対する人権教育・啓発の充実に支援します。

(6) メディア関係者

【現状と課題】

メディアは、市民生活と密接にかかわることから、市民の人権尊重の意識を形成するうえで大きな影響力を持っています。

メディアは、人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取り組みが必要です。しかしその一方で、誤った報道がされれば影響力が大きいため、人権や権利の侵害も非常に大きなものとなります。報道や取材活動等に当たっては、常に人権に配慮することが求められます。

【今後の取り組みの方向】

メディア関係者に対し、その活動を通して市民に対する人権尊重の積極的な働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

4 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するため、市民の身近なところで、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。このため、さまざまな研修機会等を通して、指導者を養成するための取り組みに努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対して、継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

5 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材、啓発資料等の開発に努め、就学前の教育・保育施設、学校、地域社会、家庭、企業、職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材、啓発資料等の開発にあたっては、日常生活の中での身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げたり、人権上、大きな社会問題となった事例をタイミングよく取り上げ、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫を凝らすとともに、国、府や大学等における専門的な研究や国際社会における成果についてもその活用を図ることとします。

6 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の人々やさまざまな立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校、地域社会、家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を作成して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、広域連携も踏まえて、身近な問題をテーマとして、広報紙、新聞、ラジオ等のメディアを積極的に活用するほか、新しいメディアであるインターネットもさらに積極的に活用するとともに、憲法週間（5月1日～7日）、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4日～10日）に集中的かつ重点的な取り組みを行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

